

第3回播磨町人権尊重まちづくり検討委員会 令和6年10月7日（月）10時～

教育長	<p>< 1. 教育長挨拶 ></p> <p>< 2. 協議事項 ></p> <p>(1) 住民意識調査結果（速報版）について</p>
事務局	(事務局より報告)
委員	コミセン区ごとの男女割合も出してもらいたい。
事務局	次回の委員会で出す。おそらく4対6くらいの比になるのではないかとと思われる。
委員長	今回は速報版だが、確定版として詳細も次回出されるのか。また、内閣府による調査との比較をするのであれば、基礎情報として、性別や年齢構成の比較は必要と思われ、複数回答可の項目では播磨町の平均回答数が内閣府のものに比べて少ない等の内容を記載した方がよいのではないか。
事務局	確定版は次回出す。比較における基礎情報の記載をする。
委員	外国人からの回答は。
事務局	紙の回答ではおそらく1件か2件。ネットの回答は正確なことはわからないが5件程度と思われる。
	(2) 条例の骨子案及び概要について
事務局	(事務局より説明)
委員	<p>もっとわかりやすくシンプルで概要版を作り、誰が見てもわかるものがあつた方がいいのではないか。</p> <p>また、基本パターンにあるような「差別事案の発生」⇒「播磨町へ申立て」⇒「播磨町が調査」⇒（中略）という流れでは時間もかかり、即、争うための場になってしまうのが気になる。最初のハードルをもっと下げのことを考えてほしい。相談できる窓口を明示してそこで内容の整理や情報収集をし、早く解決の為の判断をしてくれる、話を聞いてすぐケアしてくれる場所がほしい。それでも解決できない事象を申立てるよう</p>

	な体制にできないか。
委員	条例の解説的なものは周知する為に必要ではないか。外国人に対して翻訳版も必要ではないか。
委員	翻訳は難しいと思われる。今、国が勧めているのは「やさしい日本語」であり、外国人だけでなく高齢者・子ども・障がい者にも本当にわかりやすくやさしい日本語。行政用語は難しく、翻訳ツールでも対応が困難。ゆっくり短い文で話すことが勧められている。英語圏が少なくなっている現状もある。ベトナム・ブラジル・ミャンマー等が多くなっている。解説版を作成するのであれば、「やさしい日本語」バージョンでされるのを勧める。
委員	西暦の併記もお願いしたい。
委員	条例案前文の文言で「宣言の精神を踏まえ」とあるが、「宣言を行い、その精神を踏まえ」に変えた方がいいのではないか。
委員長	条例の概要の「相談体制および支援体制」に、委員が提案されている相談窓口等の体制の記載があればいいのではないか。条例案では第9条と第10条がそれに関連していると思われるが、そこに「解決に向けた取組（基本パターン）」と同じような図を描けるプロセスを盛り込ませて明示してはどうか。起こった差別事象の対立を解決するところに焦点を当てるのか、対立事象にならないように解決すべくその前の相談窓口で解決策を探るのか、条例にどこまで反映させるのかが問題になってくるのではないか。
委員	条例案第13条（申立て）に、「不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは（中略）申立てをすることができる。」とあるが、まず相談して、これが差別事象だと判断すれば申立てをするという流れにした方がいいのではないか。
委員	まず、この条例は何に重点を置くのかを考えた方がいい。案②のように発生した差別事象を処理することに重きを置くのか。案①のように人権尊重のまちづくりの為に啓発中心の条例にするのか。
委員長	播磨町の条例は、処理に重きを置きたい訳でも、人権教育や啓発をするだけで終わらせたい訳でもないというところだと思われる。処理の前

	<p>の相談体制を充実させることにもう少し重点を置いた条例にすべきではないかと思われる。</p>
委員	<p>差別した側（その家族を含め）の社会的な立場の回復までを条例でうたうべきではないか。何人も排除してはならず、町が最後まで見届けてあげべきと思う。</p>
委員	<p>やはり町が勧告や調査等をするのはなかなか難しい。人権尊重のまちづくりの啓発をする条例であって、差別事象があったときにはその先の道を開き、助言やあっせん、勧告等（強制力はない）ができることを明示するものであるのがいいのではないか。</p>
事務局	<p>どちらかに限定するのではなく、勧告やあっせんまでは必要だろうというのが第2回目の委員会での意見だったので今回は1.5案を出している。基本は差別や偏見の解消が目的である。解消する為に何が必要なのかというと、教育や啓発、そして条例に基づく規則・実施計画である。そして今言われているようなことをどんどん入れ込んでいく予定である。ただ、差別事象があった時に行政としても何らかの形を示すものとして案②を一部引用する形をとっている。ただ規則等で罰するというのはなかなか難しい。</p> <p>表現の自由の問題、公共の福祉にも抵触してくる。その為、一般的な勧告・あっせんで止まっている。委員の提案された社会的立場の回復の問題については、おそらく条例では書くことができない。規則や実施計画に明記していくことになる。条例で「しなければならない」と明記されたことは、必ず実施する内容を規則や計画等で詳細を記載しなければならない。例えば第9条「人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の充実」とあるが、どういうことをするのかを第2項くらいで示そうと思う。ただ、相談窓口をどこに置くか等、具体的なことは規則や実施計画に記載して組織的に配置していく。実状は1.3案（案①に近い形）くらいになっている。</p>
委員	<p>前回の委員会でも言ったが、人権の条例を作るのに、人権と冠した部署がない。中身のない見栄だけでやっているように見える。本気で条例を作って実行力のあるものにしようとしているのか疑わしい。相談や申立てをどこにするのか。きちんと町の組織の中で示してほしい。</p>
事務局	<p>重々承知している。ここでの会議の内容は町長・副町長とも共有しており、委員からの意見も協議している。</p>

委員	<p>この会は教育委員会が担っているが、町長部局とどのような指揮命令系統になっているのか。条例は町と教育委員会のどちらが出すのか。また、再度言うが、あっせんや勧告は、条例を飛び越えて裁判闘争にうつる話である。それを念頭に置いて、手続きを処理するため条例なのか、人権尊重のまちづくりの為に啓発中心の条例にするのか軸足をしっかり決め、町の立場を上手に決めていけたらと思う。</p>
委員	<p>この条例を作るのに教育委員会と協働推進課と健康福祉課が関わり、横断的にされているようだが、うまく連携されていないように感じる。どこが責任を持つのかという問題がある。また、教育的な教育・啓発の仕方と福祉的な啓発の仕方は違うように思う。人権教育を高齢者や障がい者、外国人、子どもの視点からどのように行うのか整理してもらいたい。</p>
事務局	<p>言われているとおり、中心となる人権推進課なるものがないのが実状。また、教育委員会だけでもつことが難しくなっているのも確かである。委員の発言は理解できるので、事務局としても今後の課題として検討したい。この条例については、これからも組織横断的に推進していくが、核は作られる。今年度末には方向性が判明する予定。</p>
委員	<p>期待している。</p>
委員	<p>子どもの悪気のないいたずらから人命に関わるものまで、人権尊重を損なう行為は様々あるが、どこまでを範囲やターゲットにするのかが難しいと思うがどうか。</p>
事務局	<p>生まれてから亡くなるまで町民全体を対象としている。人権や差別的なことに関する意識的なこと一番上位のものになると考えている。その下に、例えばいじめの条例が幼稚園・小学校・中学校を対象にある。文科省の「いじめ防止対策推進法」をベースに制定している。その他にも個別の条例が多数制定されている。</p>
委員	<p>人権というものに対する罰則は厳罰化すべきであり、あっせん程度ではなく通報でもいいと思っている。やはり、ぼやけさせるのではなく、要所はきちんとおさえるべきと思う。</p>
事務局	<p>最終的には人権推進委員会（仮称）を設ける予定。その上位には顧問</p>

	<p>弁護士を配置し、最終的な判断を仰ぐ形になる。それに基づいて委員会があっせんや勧告を行う形を考えている。その委員会の目的やメンバー、その他の詳細を記載した設置要綱は別に設けることになる。できれば今年度、できなければ来年度の制定になるだろう。</p>
委員	<p>条例案第2条第4号「その他の不当な差別のうち取扱いによるもの」の意味が分かりにくい。「その他の不当な差別的取扱いによるもの」の間違いではないか。</p>
事務局	<p>確認する。</p>
委員	<p>条例案第7条第1項「人権の尊重まちづくりに関する」は「人権尊重のまちづくりに関する」の間違いではないのか。</p>
事務局	<p>訂正する。</p>
委員長	<p>条例案第8条第1項に初めて「町職員」が出てくるが、定義は必要ないか。また、同じく第2項「発達段階に応じて」は教育的な年齢によるものなのか、障がいという意味を含むものなのか誤解を生じやすい表現なのが気になる。</p> <p>さらに、第1条「町民」は「町民等」に変更した方がよい。また、後半に「あらゆる差別及び偏見の解消を図り」「もって全ての人がお互いの人権を尊重し」「多様性を認め合う社会の実現を図る」とあるが、順番を変え、「もってあらゆる差別及び偏見の解消を図る」を最後にする方がいいのではないか。</p> <p>前文に関しても、もう少しシンプルにした方がよい。何回も「世界人権宣言」が出てきており重複が気になる。播磨町の条例を策定するにあたり、いきなり「世界人権宣言」までいかななくても「日本国憲法の下」だけで十分ではないか。少なくとも「人権に関する諸条約」はいらないと思う。</p>
委員	<p>前文の最後の方に「あらゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行為を許さない」とあるが、「行為」はいらないのではないか。</p>
委員長	<p>言われるように、分かりやすく、心にすぐに届くような文章が望ましいと思う。</p>
事務局	<p>文言等、まだ不十分な点が多々あるかもしれないが、今後の流れを説</p>

	<p>明させていただきたい。今回の意見をもとに修正したものを町の法制係に見てもらう。条例なので難しい表現に戻されるものもあるかもしれない。きちんと修正されたものを次回の第4回目で出させていただき、承認されればパブリックコメントの案にする予定である。11月中にホームページ上で意見を募り、内容についての回答を行う。そうやって民意を反映する形で条例を作り上げていく。</p>
<p>委員</p>	<p>事前の資料を早めに送ってほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>申し訳ない。出来るだけ早く送付する。さらに意見がある場合は今週中（10月11日まで）にお願いしたい。それを反映し、来週に決裁を回す。</p>
	<p>< 3. 連絡事項 ></p>
<p>事務局</p>	<p>前々回に渡しているスケジュールから少し変更になる。本来ならこの会議を受けてパブリックコメントにうつる段取りであったが、再度第4回の検討委員会で諮り、確認させていただきたい。その後、11月中にパブリックコメントを実施する流れに変更させていただきたい。</p>
	<p>第4回検討委員会 10月29日（火）14時から開催</p>